

原村商工業活性化補助金

村内の商工業を活性化し経営の安定を図るため、施設・設備等の整備に必要な費用の一部を補助します。

◆補助金の交付対象となる者

- ・ 村内に事業所を有し、3年以上営業していること

◆対象となる事業

- ・ 直接生産向上につながる施設・設備であること
- ※生産または営業のために直接使用する施設や設備であり、社員等の厚生施設や事務所は対象外。

◆対象となる費用および補助率

1) 店舗・工場棟・宿泊棟の新築または増改築にかかる費用

新築	5/100 以内	限度額	50 万円
増築及び改築	5/100 以内	限度額	25 万円

※村内に建設されるものでかつ、維持・修繕工事ではないこと。

2) 償却資産の更新または新規導入にかかる費用

3/100 以内 限度額 10 万円 年度毎の上限 20 万円

- 償却資産とは、地方税法 341 条第 4 号に規定されるものである。
(償却資産として固定資産税の申告をすること。)

※20 万円以上で村内に設備されるものであること。

自動車・テレビは対象外とする。ただし、グレーダー・冷凍車・バス等営業にのみ使用されるものは除く。

3) 製品の研究・開発にかかる費用

限度額 20 万円以内

4) ISO (国際標準化機構) 等、規格取得に要した費用

1/2 以内 限度額 50 万円

※規格取得後、その要した経費を対象とする。